

第11回口頭弁論(差止)報告集会

2019年7月22日(月)
参議院議員会館 101 会議室
13:00～16:30

【 プログラム 】

- 1 あいさつ 代理人弁護士 寺井 一弘
- 2 第11回口頭弁論の報告
 - 1) この国の危険な岐路に立って 代理人弁護士 福田 護
 - 2) 提出証拠の概要 代理人弁護士 古川（こがわ）健三

※次回、安保法制の差し止めの裁判の期日は、 月 日() 【103号法廷】です。
アピール活動を から地裁前で行いますので、ご参集ください。

※国賠の裁判期日は、7月25日(木) 10:30 【103号法廷】です。
アピール活動を9:30から地裁前で行いますので、ご参集ください。
なお、報告集会は衆議院第二議員会館、第1会議室で13:00からです。

<本日の流れ>

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 10:00 | 裁判所前 広報 |
| 11:00 | 103号法廷 開廷 |
| 12:00 | 記者会見（裁判所内 司法記者クラブ） |
| 13:00～14:30 | 報告集会 |
| 14:45～16:30 | 原告集会（第16回読書会）
ゲスト 小西洋之参議院議員 |

この国の危険な岐路に立って

弁護士 福田 護

日本はいま、大きな岐路にさしかかっていると思います。司法もまた、その危険を正面から見据えていただきたいと思います。そこで、原告準備書面(18)に関し、3月18日の弁論更新に当たって申し上げたところと重なる点もありますが、新安保法制法の下で日本が武力の行使に至りかねない危険な現状について述べます。

1 アメリカの戦争への参加を拒否する拠り所の喪失

日本はこれまで、第二次世界大戦後も世界のどこかで絶えず戦争をし続けてきたアメリカの戦争に、反対したことがありません。しかしその戦争に、日本が当事者として参加したこともありませんでした。そして1人の国民も、また自衛隊員も、武力紛争の犠牲になることがありませんでした。

それは憲法9条が、他国のために戦争をすることを禁じ、海外で武力の行使をすることを禁じてきたからでした。「ショー・ザ・フラッグ」、「ブーツ・オン・ザ・グラウンド」— アメリカから自衛隊派遣の強い要求を受けながら、湾岸戦争でも、アフガン戦争でも、またイラク戦争でも、日本は直接の戦争国になることをかろうじて回避してきました。憲法9条が戦争の防波堤になっていたのです。

ところがいま、新安保法制の下で、これらの最低限の安全弁が取り払われてしまいました。アメリカの戦争に自衛隊が参加や支援を求められた場合、日本がこれを断る法的根拠がなくなってしまったのです。自衛隊は、海外での武力の行使に直面する危険にさらされることになります。

いま現在、イランをめぐる極めて不穏な国際情勢があります。日本も、アメリカが主導する有志連合への参加を求められています。以前なら、日本は憲法9条に基づいて、集団的自衛権は行使できない、海外派兵はできない、日本周辺地域以外では後方支援活動はできないと、そう断る根拠がありました。ところが新安保法制法は、その「戦争をしない拠り所」をみずから放擲してしまいました。日本がアメリカの戦争に踏み込んで行く危険を、思わざるを得ないのです。

2 新安保法制法の下での軍事国家化への危険

(1) 現に、新安保法制法の適用が始まっているいま、

日本はアメリカと一体となって他国との軍事的対立関係に入り、あるいは自衛隊員が戦闘行為の危険にさらされる事態が生じています。

それは、南スーダンPKOにおける駆け付け

警護の新任務の付与や、北朝鮮に対抗する米軍艦船の武器等防護の発動などについてすでに述べてきたところですが、南スーダンPKOでは、大統領派と反大統領派の戦闘が繰り返されていて、首都ジュバで数日間に300人以上もの死者が発生するような状況の中に、駆け付け警護や宿营地共同防護の任務を付与された自衛隊の部隊が送り込まれました。また、核開発とミサイル発射をめぐる極めて緊張が高まった米朝関係のさなかに、日本海に展開するアメリカの空母艦隊の補給に向かおうとする米艦を自衛艦が警護して、日本は米朝の軍事的対立の当事者としての立場に組み込まれました。北朝鮮はこのとき、「日本が真っ先に放射能の雲で覆われる」等と警告しています。

(2) そして昨年12月に閣議決定された新防衛大綱は、新安保法制の下で、自衛隊がアメリカと共同して、国際的な軍事情勢に対応できるよう、その編成や装備に極めて攻撃的な性格を取り込み、日本が再度軍事国家へと向かう危険な道を指し示しています。

新安保法制の下で、自衛隊は、海外での武力の行使やそれに近接した危険性の高い任務、行動、権限を大きく拡大しました。そしてこの間自衛隊は、それに対応できるような編成、装備等を拡充し、かつ、攻撃的な機能を具備してきたのです。

特に2018年12月の新防衛大綱及び新中期防において、これらが集大成されましたが、そこでは、①アメリカの海兵隊を模し、敵前上陸による離島奪還等を任務とする水陸機動団の発足と、その部隊用のオスプレイ17機の導入、②戦闘機に搭載され、安全域から敵基地を攻撃できる「スタンド・オフ・ミサイル」と呼ばれる長距離巡航ミサイルの導入、③敵のレーダーに捕捉されにくいステルス機能を装備したF35戦闘機の大量導入(合計147機)、④ヘリ空母型の護衛艦「いずも」や「かが」の改修による、短距離離陸・垂直着陸が可能なF35Bを搭載した戦闘機用空母の保有、⑤アメリカ以外の国で初めての陸上配備型イージス・システムの導入、などが決定され、導入・配備が進められてきています。

(3) これらは、アメリカの対中国政策の一環を構成する性格の強いものです。すなわち、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下、米軍との共同訓練が強化・拡大され、アメリカの南シナ海

における「航行の自由作戦」に足並みを揃えるかのような海上自衛隊の南シナ海での対潜水艦戦訓練の実施や、新ガイドラインに基づく共同計画策定メカニズムによる尖閣諸島侵攻を念頭に置いた対中国共同作戦計画の策定など、アメリカと一体となって戦える自衛隊の体勢が構築されつつあるのです。在日米軍基地や自衛隊基地の日米共同使用の推進が強調され、日米合同の統合任務部隊の創設が提唱されるなど、米軍と自衛隊の組織的一体化まで進められようとしています。

米軍と自衛隊を比べれば、その規模、体制、装備、情報、研究その他、あらゆる分野でアメリカの軍事力は圧倒的です。その下での組織上、運用上の一体化が進めば、自衛隊は限りなく米軍のシステムの中に呑み込まれ、その一構成部分にすぎない存在になりかねません。そのとき、憲法9条の歯止めも失った日本が、日米同盟関係の中でいかなる危険な立場に置かれることになるのか、私たちは今、立ち止まって冷静に見極めなければならないところに来ているのではないのでしょうか。

3 不穏なイラン情勢

2018年5月アメリカのトランプ大統領は、いわゆる「イラン核合意」からの離脱を表明し、イランに対する経済制裁等を発動するに至り、イランの核開発をめぐる緊張が一気に高まっています。

そして去る6月13日、安倍首相がイランを訪れ大統領等と会談を重ねていたちょうどそのときに、オマーン湾でノルウェーと日本のタンカーが何者かによる攻撃を受けるという事態が発生し、アメリカはただちにこれをイランの犯行だと断定して対立緊張関係が先鋭化していたところへ、6月20日イランによる米軍の無人機グローバルホーク撃墜事件が発生し、これに対しトランプ大統領は、一旦イランの軍事施設などに報復攻撃を開始することを決定したものの、攻撃開始の10分前に攻撃を撤回したと報じられています。そしてその後アメリカは、ホルムズ海峡等の航行の自由を確保するための有志連合の結成を目指す方針を明らかにし、日本に対しても参加を呼びかけていると報じられています。

この先、どのような展開になるかは、現在不明であり、憶測は避けなければなりません。先に述べたように、新安保法制法を制定し、新ガイドラインを合意した日本は、かつてのように、憲法9条を根拠に、集団的自衛権の行使はできない等

として、アメリカの要請を法的に断る根拠を失っていることは、事実として明らかです。この国は、大きな試練に直面しかねないところに来ています。

4 集団的自衛権を禁止してきた憲法実践の重み

去る6月13日、宮崎礼壹元内閣法制局長官が、前橋地裁における安保法制違憲訴訟の証人として証言されました。その中で、集団的自衛権の行使は認められないという憲法解釈は、自衛隊発足後長い間にわたって繰り返し国会で議論され、積み重ねられてきたものであることを指摘した上、次のように述べておられます。

「集団的自衛権の行使は違憲だというのは、単にある解釈ということにとどまらなくて、国会もそれをそうかということで予算を承認し、法律を成立させてきたわけですから、政府も国会も一緒になって、日本国国家として、憲法9条の下では集団的自衛権の行使はできないという道を実践してきたわけですね。憲法実践、国家実践として集団的自衛権の否定ということをしてきたわけで、単に答弁したことがあるということではないということをよく御理解いただきたいと思うわけです。」

新安保法制前の内閣法制局は、責任を持って「憲法実践」「国家実践」となる憲法解釈を積み重ねてきたのであり、それが戦後日本の国家を支え、国民の平和と安全を守ってきたのです。

私たちは、ここ数年の政権の独自の判断と選択によって直面している武力行使等の危険に対し、今こそ、この歴史の重みと叡智に立ち戻って、この国の採るべき選択を誤らないようにしなければならないと考えます。

提出証拠の概要

弁護士 古川(こがわ) 健三

1 甲A号証(国会議事録、質問主意書、答弁書、政府発表資料等)

82～123まで、42点(枝番号を除く)

- (1) 82～96：昭和44年から平成20年まで、新安保法制法制定前の、憲法9条に関連する質問主意書と政府答弁書。憲法9条のもと、集団的自衛権が認められないことが確立した政府見解であったこと。
- (2) 97～106：防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画について政府発表資料。
- (3) 107～117：新安保法制法にもとづく新任務に関する政府発表資料(107～110)、南スーダンへの自衛隊派遣に関する政府発表資料(111～117)
- (4) 118～120：新安保法制法成立後に行われてい

る自衛隊と外国軍との共同訓練について、公式発表をまとめた報告書（代理人作成）。例えば海上自衛隊は2015年9月から2019年3月までの間に、合計202回の共同訓練に参加している。

- (5) 121：防衛白書（平成30年9月）抜粋：自衛隊の弾道ミサイル配備状況など。
- (6) 122：2019年4月2日発表の、シナイ半島国際平和協力業務としての自衛隊派遣に関する政府資料。
- (7) 123：第186～189回国会での首相答弁から、ホルムズ海峡における「集団的自衛権の行使」に言及している部分を抜粋した資料。集団的自衛権の行使として想定しうるのはホルムズ海峡における機雷掃海しか念頭にない、「まさにこの例外というのがちょっと分量が多いんじゃないか」などと答弁内容の支離滅裂さが一目瞭然である。

2 甲B（文献、論文、識者による意見書・陳述書等）

49～90まで、計42点。

濱田邦夫、高作正博、小西洋之、西谷文和、小林武諸氏（証拠番号順）による書き下ろし意見書を含む。

公刊された文献では、判例時報に掲載された棟居快行教授による、安保法制違憲訴訟における違憲審査権の行使のありかたに関する重要な論考（81）、山本庸幸現最高裁判事が、内閣法制局長官当時、インタビューに答えるかたちで「集団的自衛権の行使は憲法9条の禁止する武力の行使にあたり、これを認めるためには憲法改正手続きが必要である」と明言している記事（83）など、重要な文献を網羅している。

米ニューヨークタイムズが新安保法制法の制定を巡って、立憲主義に反するやり方が行われており、日本の裁判所は違憲の判断を下すことになるであろうなどと論評した記事（84～86）も、海外からのや客観的な視点からの文献として重要である。

他に、自衛隊が派遣された南スーダンで起きた内戦の悲惨さに関する国連の文献（63～66）、自衛隊軍備増強の実態を明らかにする書籍や記事（52～62）、過去の教訓として、昭和史に関する半藤一利氏らの書籍（50、51）、ベトナム戦争やイラク戦争が偽りの情報によって勃発したものであったことについての文献（67～70）、世界各国のテロ発生状況やテロ事件の元凶が他者にたいして不寛容な排外主義にあることを指

摘する酒井啓子氏の文献（71、72）など。

3 甲C（新聞記事）合計210件

- (1) 11の1～10：北朝鮮を巡る情勢
- (2) 12の1～8：中国の海洋進出を巡る情勢
- (3) 13の1～42：世界各国でのテロ及び最新の米国イラン間の対立激化に伴う国際情勢に関するもの
- (4) 14の1～5：2015年、日米新ガイドラインに関するもの
- (5) 15の1～40：新安保法制法制定後の防衛費の増大について
- (6) 16の1～5：新安保法制法制定後、大学の軍事研究をめぐる動きに関するもの。
- (7) 17の1～4：新安保法制法制定後の自衛隊装備の質的变化（イージスアショアの配備について）
- (8) 18の1～6：同（いずれも型護衛艦の空母化について）
- (9) 19の1～4：同（南西諸島の軍事要塞化について）
- (10) 20の1～6：同（自衛隊部隊再編。いわゆる日本版海兵隊「水陸機動団」の創設などについて）
- (11) 21の1～10：同（自衛隊の訓練内容の変容）
- (12) 22の1、2：自衛隊機による事故
- (13) 23の1～20：自衛隊南スーダン派遣
- (14) 24の1～5：自衛隊による米艦防護活動
- (15) 25の1、2：シナイ半島への自衛官派遣
- (16) 26の1～10：南スーダン派遣隊の日報隠蔽問題
- (17) 27の1～10：自衛隊イラク派遣隊の日報隠蔽問題
- (18) 28の1～13、29の1～3：米軍機による事故
- (19) 30の1、2：鹿児島県馬毛島の防衛省による買収
- (20) 31の1～3：在日米軍の現状

4 甲E（前橋地方裁判所において2019年6月13日に行われた証人尋問調書）、3点。

- (1) 18：半田滋氏の証人調書（現実の国際情勢や自衛隊の状況等に即して、新安保法制法がもたらした具体的危険について）
- (2) 19：志田陽子氏の証人調書（新安保法制法の制定、施行によって、原告に具体的な人格権侵害が生じていることについて）
- (3) 20：宮崎礼壹氏の証人調書（新安保法制法は、一見明白に憲法の文言に違反する法律であり、これを制定した国会議員の立法行為には国賠法上の故意過失があることについて）